

新旧対照表

【石油類等の数量確認にレベル計を使用する場合の取扱いについて（平成 4 年 6 月 9 日蔵関第 545 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>1. ～ 5. (省略) 〔使用の承認等〕</p> <p>6. 使用の承認申請</p> <p>(1) 上記 2〔要件〕に定める要件を備えたレベル計等を石油類等の数量確認に使用することの承認申請は、所定の事項を記載した「石油類等の数量確認をレベル計により行う場合の使用承認申請書」（別紙様式。以下「申請書」という。）（新規）に参考資料（当該レベル計等の構造等を記載したメーカーの資料及び他の税関において下記 7 の規定により使用することが承認された同一のレベル計等に係る申請書がある場合には当該申請書の写し。）を添付し、2 通（税関用及び交付用）を税関業務部長宛てに提出することにより行わせる。</p> <p><u>(2) 船舶で使用するレベル計等について上記(1)の規定に基づく承認申請については、船舶に搭載されたタンクごとではなく、船舶ごとに申請させることとする。</u></p> <p>7. (省略)</p> <p>8. 承認内容の変更及び承認期間の更新等</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 上記(3)による申請書（更新）の提出があった場合には、上記 7 の規定に準じて処理する。ただし、<u>更新前の承認期間の満了前 3 月から満了の日までの間に申請書（更新）の提出があった場合には、更新後の承認期間については、原則として、更新前の承認期間満了の日の翌日から起算するものとする（更新に係る承認が更新前の承認期間満了の日以後となる場合を除く。）。また、使用可能レベル計等の検定は下記 10 の規定により行うものとする。</u></p> <p>(5) 船舶で使用する使用可能レベル計等について上記(3)の規定に基づく承認期間の更新を行う場合には、<u>上記(4)の規定によらず上記 7 の規定に準じて処理する。また、更新後の承認期間については、下記 10 の規定に基づく船舶の定期検査及び中間検査の時期を勘案して定めるものとする。この場合において、その差異が合理的な範囲内であれば、上記 7 (2) に定める承認期間と異なる当該更新後の承認期間を定めて差し支えない。</u></p> <p>9. ～ 13. (省略)</p> | <p>1. ～ 5. (同左) 〔使用の承認等〕</p> <p>6. 使用の承認申請</p> <p>上記 2〔要件〕に定める要件を備えたレベル計等を石油類等の数量確認に使用することの承認申請は、所定の事項を記載した「石油類等の数量確認をレベル計により行う場合の使用承認申請書」（別紙様式。以下「申請書」という。）（新規）に参考資料（当該レベル計等の構造等を記載したメーカーの資料及び他の税関において下記 7 の規定により使用することが承認された同一のレベル計等に係る申請書がある場合には当該申請書の写し。）を添付し、2 通（税関用及び交付用）を税関業務部長宛てに提出することにより行わせる。</p> <p>(新設)</p> <p>7. (同左)</p> <p>8. 承認内容の変更及び承認期間の更新等</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 上記(3)による申請書（更新）の提出があった場合には、上記 7 の規定に準じて処理する。ただし、使用可能レベル計等の検定は下記 10 の規定により行うものとする。</p> <p>(5) 船舶で使用する使用可能レベル計等について上記(3)の規定に基づく承認期間の更新を行う場合の<u>更新後の承認期間については、下記 10 の規定に基づく船舶の定期検査及び中間検査の時期を勘案して定めるものとする。この場合において、その差異が合理的な範囲内であれば、上記 7 (2) に定める承認期間と異なる当該更新後の承認期間を定めて差し支えない。</u></p> <p>9. ～ 13. (同左)</p> |